福岡市商店街空き店舗における創業応援事業補助金交付要綱

(目的)

- 第1条 この要綱は、商店街等の空き店舗を活用した不足業種の店舗の出店や若者による創業を促進することで、商業機能の充実や商店街等を担う新たな人材の確保を図り、商店街等の活性化に寄与することを目的として交付する「福岡市商店街空き店舗における創業応援事業補助金」(以下「補助金」という。)について必要な事項を定める。
- 2 補助金の交付については、この要綱に定めるもののほか、福岡市補助金交付規則(昭和 44 年福岡市規則第 35 号。以下「規則」という。)及び福岡市会計規則(昭和 39 年福岡市規則第 20 号)に 定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 商店街等

中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項第1号の事業協同組合,商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)第2条第1項の商店街振興組合及び商店街振興組合連合会及び福岡市中小企業振興条例取扱要綱(昭和48年)第2条第1項第3号の団体であって、福岡市の市域内にその主たる事務所又は事業所を有するもの及びその連合体(以下「商店街等」という。)をいう。

(2) 空き店舗

商店街等が定めている街区内に所在し、店舗として貸借できる状況ながら商業活動が行われていない店舗をいう。

(3) 事業者

中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に基づく中小企業者のうち、商店街等に 所在する空き店舗の所有者と賃貸借契約を締結して、店舗経営を行う者をいう。

(4) 改装工事費

補助対象事業の実施に必要な空き店舗の内・外装工事費と機械装置・工具・器具・備器等の設備費及び設備の設置に係る費用で、増改築に係る費用を除く。

(補助金の種類)

- 第3条 補助金の種類は、次のとおりとする。
 - (1)商業機能充実型補助金商店街等の空き店舗において商店街等に不足する業種の店舗の出店を促進するための補助金
 - (2) 創業支援型補助金

商店街等の空き店舗において若者の創業を促進するための補助金

2 前項の補助金の交付を受ける事業者は、同一事業者において前項の同一又は他の補助金の申請をし、交付を受けることができないものとする。

(補助対象者)

- 第4条 補助対象者は、事業者のうち次の各号に掲げる事項をいずれも満たすものとする。
 - (1) 資格や許認可を必要とする業種の場合、事業開始までに当該資格等を有する見込みのあること。
 - (2) 当該区域の商店街等から出店を推薦され、かつ、出店後は当該商店街等に加入すること。
 - (3)役員が福岡市暴力団排除条例(平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」という。) 第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第1号に規定する暴力 団(以下「暴力団」という。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
 - (4) 運営について、暴力団、暴力団員及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者の支配を受けていないこと。
 - (5) 本市の市税に係る徴収金(市税及び延滞金等)を滞納していないこと。

- (6) 福岡市が他の条例、規則、要綱等に基づき交付する補助金、交付金、助成金等であって、補助 対象経費に係るものを受けていないこと。
- (7) 前条第1項第2号に定める創業支援型補助金にあっては、次に掲げる創業支援事業を修了して「創業ビジネスプラン」を作成し、市長に採択されたものであること。
 - ①地域創業促進支援事業(中小企業庁)の創業スクール等
 - ②産業競争力強化法(平成 25 年法律第 98 号)に基づく認定特定創業支援事業の創業セミナー等
 - ③平成 27 年度福岡市商店街空き店舗創業応援塾
 - ④その他,市長が認めた創業スクール等

(補助対象事業)

- 第5条 この要綱に基づき補助の対象とする事業(以下「補助対象事業」という。)は、小売商業又は サービス業を営む事業とする。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第122号)第2条に定める業種、社会通念上公序良俗に反する業種、宗教活動や政治活動を主たる目的とする営業を除く。
- 2 前項に定めるもののほか、第3条第1項第1号にあっては、商店街等が特に必要と認めた業種で商業機能の充実に資する事業とし、同条同項第2号にあっては、商店街等の役員の担い手となり得る人材として商店街等が特に必要と認めた者が実施する事業とする。
- 3 1週間に概ね5日以上の営業を行い、出店から3年間継続して実施する計画を有すること。
- 4 当該年度内に、原則として補助金の交付申請から3か月以内に事業を開始すること。

(補助対象経費等)

- 第6条 補助の対象となる経費は、前条に規定する事業に係る経費のうち、改装工事費とする。
- 2 ただし、同事業に国又は福岡県の支援制度を利用する場合は、補助率を減率する。

(補助対象期間)

第7条 この要綱に基づき補助の対象とする期間は、補助対象経費に応じて別表第1に定める期間とする。

(補助金の交付額)

第8条 補助金の交付額は、別表第1に定める補助率及び交付額を限度とし、予算の範囲内で市長が定める額とする。ただし、補助金の交付額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

- 第9条 補助金の交付を申請する者(以下「補助申請者」という。)は、市長が指定する日までに、福岡市商店街空き店舗における創業応援事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次の各号に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。
 - (1) 福岡市商店街空き店舗における創業応援事業実施計画書(様式第1号の1)
 - (2) 創業・出店計画書(様式第1号の2)
 - (3) 同意書(市税に係る徴収金に滞納がないことの証明の発行について)
 - (4) 団体(法人)にあっては会員名簿及び役員名簿(様式第1号の3)
 - (5) 団体(法人) にあっては定款、規約又はこれに類する団体の組織、運営の方法等について定めるもの
 - (6) 団体(法人)にあっては法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)
 - (7) 個人にあっては住民票の写し(発行から3か月以内のもの)
 - (8) 創業・出店推薦書(様式第2号)
 - (9) 空き店舗の位置図及び平面図, 状況写真等
 - (10) 賃貸借契約書の写し
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(審査及び補助金の交付決定)

- 第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、別に定める審査要領に基づき審査し、補助 金の交付を決定するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、福岡市商店街空き店舗における創業応援事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により、また、補助金の不交付を決定したときは、福岡市商店街空き店舗における補助金不交付決定通知書(様式第4号)により、補助申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、補助金の交付の目的を達成するために必要と思われる場合は、前項の決定に条件を付すことができる。

(事業計画の内容変更及び中止)

- 第11条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が、福岡市商店街空き店舗における創業応援事業補助金交付申請書(様式第1号)及び添付書類の内容を変更しようとするときは、あらかじめ福岡市商店街空き店舗における創業応援事業実施計画変更等承認申請書(様式第5号)及び市長が必要と認める書類を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。
- 2 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、当該事業の内容変更等について適当と認めたときは、当該補助事業者に対して福岡市商店街空き店舗における創業応援事業計画変更等承認通知書 (様式第6号)により通知するものとする。なお、市長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(交付の時期)

第12条 第8条に定める補助金を交付する時期は、改装工事が完了し、補助金交付申請時の目的に沿った開店を市長が確認した後とする。

(事業実績の報告)

- 第13条 補助事業者が補助事業を完了したとき又は、前条第1項ただし書の貸借期間が経過し補助金 を請求するときは、福岡市商店街空き店舗における創業応援事業実績報告書(一部)完了届(様式第 7号)に、次の各号に定める書類を添えて市長に報告しなければならない。
 - (1) 福岡市商店街空き店舗における創業応援事業実施報告書(様式第7号の1)
 - (2) 福岡市商店街空き店舗における創業応援事業経営状況報告書(様式第7号の2)
 - (3)補助金の対象となる経費の支払に係る領収書の写し
 - (4) 改装工事における工事前後の写真
 - (5) 事業開始 (開店) 後の状況写真
 - (6) 作成したチラシ・ポスター等の成果物
 - (7) 商店街等加入確認書(様式第7号の3)
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第14条 市長は、前条の規定により提出された書類を審査し、必要な調査等を行い、適正であると 認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、福岡市商店街空き店舗における創業応援事業補助金 (一部)交付確定通知書(様式第8号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第15条 前条に規定する通知を受けた補助事業者は、速やかに請求書を市長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

(報告等)

- 第16条 市長は、補助事業者に対して必要な報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。
- 2 補助事業者は、前項に規定する報告もしくは調査の要求があった場合は、速やかに応じなければな

らない。

(財産の管理)

- 第17条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産(以下「取得財産」という。) については、当該事業が完了した後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、取得財産等について、その台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

(財産の処分の制限)

- 第18条 取得財産等のうち、規則第22条の規定により同条第2号に掲げるものについて市長が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の財産とする。
- 2 規則第22条ただし書の規定による財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める期間とする。
- 3 補助事業者は、前項の期間内に助成金の交付の目的に反して取得財産等を使用し、譲渡し、交換し、 貸し付け又は担保に供する処分しようとする時は、福岡市商店街空き店舗における創業応援事業補助 金による取得財産の処分申請書(様式第9号)を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。
- 4 市長は、補助事業者が補助金の交付の目的に反して取得財産等を使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供することにより収入があったときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

(交付の取り消し等)

- 第19条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。
 - (1) 虚偽の申請その他不正の行為があったとき
 - (2) 法令もしくはこの要綱に違反したとき
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が交付を行うことを不適当と認めたとき

(雑則)

第20条 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(期間)

2 この要綱は、平成29年3月31日をもって廃止する。ただし、同日の属する年度以前の年度の予算に係る補助金については、この要綱は、同日後も、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

1 改正後のこの要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の要綱別表1の規定は、平成28年4月1日以降に第10条第1項の交付決定を受けたものに適用し、同日前に交付決定を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(この補助金の失効)

2 この要綱は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。

(経過措置)

3 この要綱の失効に伴う経過措置については、別に定める。

別表第1(第7条,第8条関係)

補助金の種類	補助対象経費	補助対象期間	補助率	補助金限度額
商業機能充実型	改装工事費	事業開始時 (単年度)	1/2	30万円
創業支援型	改装工事費	事業開始時 (単年度)	2/3	100万円

福岡市商店街空き店舗における創業応援事業補助金交付申請書

(商業機能充実型・創業支援型)

平成 年 月 日

(あて先) 福岡市長

所在地

電話番号

名 称 (法人名・会社名・屋号等)

代表者名 印

(生年月日) 年 月 日 (性別) 男性・女性

福岡市商店街空き店舗における創業応援事業補助金交付要綱第9条の規定による補助金の交付を受けたいので、 関係書類を添えて申し込みます。

本件申請にあたり市に提出した個人情報について、市がこの補助金からの暴力団排除のため福岡県警察への照会確認に使用することに同意します。

また、申請者が暴力団・暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当したときは、市がこの補助金を交付しないこと、又は補助金の交付の決定を取り消すことについて同意します。

関係書類

- (1) 福岡市商店街空き店舗における創業応援事業実施計画書(様式第1号の1)
- (2) 創業・出店計画書(様式第1号の2)
- (3) 同意書(市税に係る徴収金に滞納がないことの証明の発行について)
- (4) 団体(法人)の場合は会員名簿及び役員名簿(様式第1号の3)
- (5) 団体(法人)の場合は定款、規約又はこれに類する団体の組織、運営の方法等について 定めるもの
- (6) 団体(法人)の場合は法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)
- (7) 個人の場合は住民票の写し(発行から3か月以内のもの)
- (8) 創業・出店推薦書(様式第2号)
- (9) 空き店舗の位置図及び平面図、状況写真等
- (10) 賃貸借契約書の写し
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

福岡市商店街空き店舗における創業応援事業実施計画書 (商業機能充実型 ・ 創業支援型)

店舗(屋号)名						
業 種	□小売業	□飲食サート	ごス業 □生	活関連サー	ービス	業□その他
賃齢で予定する空き店舗 の状況	住所 店舗面積 以前の搭載用状		插積	m²		
賃普定期間	平成 年	月日~	~ 平成 年	月	日 (間
業院期	平成 年	月日~	~	月	日	
事業の内容 ・事業の目的 ・営業日,時間 ・顧客の年齢層 ・期待する成果 ・セールスポイント	※可能な限り詳し	く記入すること				
	収	入の部)		支	と出の部
	事業 (営業) 収 入 市補助金 (期待額)	改装工事費	円 円 円	賃借	料	円【内訳】
収支計画	他からの補助金 「死額」	Ø·团格·補贴				円× 月 (月額賃料 円)
	その他(自己資金等)	(昔入金)	円 円 円	営業経費		円
	合 計		円	合	計	円
商店街活動への参画に ついて	※商店街へ加入	して取り組んで	でみたい活動や	や意気込みを	を自由し	に記入

役員名簿

【団体・会社名: 】

			T			
	氏名のフリガナ	氏 名		生年	月日	 性別
			元号			
役職名	(半角カタカナ, 姓と名は半角	(姓と名は全角スペースで分	大正: T			男性:M
	スペースで分ける)	ける)	昭和:S			女性:F
			平成:H			

[※]役員全員を記載してください。

[※]この役員名簿により収集した個人情報については、福岡市商店街空き店舗における創業応援事業補助金からの暴力団排除のため、福岡県警察への照会確認に使用します。

平成 年 月 日

創業 · 出店推薦書

(あて先)福岡市長			
推薦者 住 所			
商店街名			
代表者名		印	
(担当者·連絡先	_	_)

下記事業者の事業実施計画書等を確認したところ、当商店街として、

(当商店街に不足する業種での出店・将来の商店街を担う役員の担い手となる若者の創業)であるため、福岡市商店街空き店舗における創業応援事業(商業機能充実型・創業支援型)の補助対象者として推薦します。 なお、創業支援型の補助対象者につきましては、今後、当商店街の役員候補者として育成します。

記

1 事業者概要	事業者名称
2 事業者業種	※□にレ印を記入すること。□ 小売業 (
3 商店街への加入	※□にレ印を記入すること。□ 加入済(平成 年 月 日加入)□ 創業・出店時に加入予定(平成 年 月 日頃加入予定)
4 商店街の 組合員数	名(平成 年 月 日現在)
5 商店街として 創業・出店を 希望する理由	

※この推薦書は、福岡市商店街空き店舗における創業応援事業補助金

(商業機能充実型・創業支援型)の交付を申請する事業者が申請書に添付して提出する書類であり、事業者の経営や賃貸借契約等について責任を負うものではありません。

同 意 書

(あて先) 福 岡 市 長

私は、福岡市商店街空き店舗における創業応援事業補助金の交付要件である「市税に係る徴収金(市税及び延滞金等)に滞納がないこと」の確認にあたり、税務担当課に別紙「福岡市商店街空き店舗における創業応援事業補助金交付申請書(様式第1号)」が開示され、私の市税等の課税状況及び納付状況についての照会がされるとともに、市税に係る徴収金に滞納がないことの証明が発行されることに同意します。

平成 年 月 日

団体の所在地 〒

福岡市 区

団 体 名

代表者氏名

A

福岡市商店街空き店舗における創業応援事業補助金交付決定通知書

 経 産 第
 号

 平成
 年
 月

 日

様

福岡市長 髙島 宗一郎 (経済観光文化局中小企業振興部地域産業支援課)

平成 年 月 日付で申請のあった福岡市商店街空き店舗における創業応援事業に対する補助金(商業機能充実型・創業支援型)の交付については、福岡市商店街空き店舗における創業応援事業補助金要綱第10条第1項の規定により決定したので通知します。

なお、事業実施に当たっては附帯条件を遵守するように申し添えます。

- 1. 補助金の内示額 改装工事費 円
- 2. 補助金交付の時期 改装工事費: 改装(整備) 工事が完了し、補助金交付申請時の目的に沿った利 用開始を市が確認した後
- 3. 附带条件
 - (1) 補助対象事業の内容変更をする場合は遅滞なく届出を行い市長の承認を受けること。
 - (2) 補助対象事業を中止、または廃止する場合は市長の承認を受けること。
 - (3) 補助対象事業遂行が困難となった場合は、直ちに市長に報告してその指示を受けること。
 - (4) その他福岡市商店街空き店舗における創業応援事業補助金交付要綱及び福岡市補助金交付規則の定めを遵守すること。

福岡市商店街空き店舗における創業応援事業補助金不交付決定通知書

 経産第
 号

 平成
 年
 月
 日

様

福岡市長 髙島 宗一郎 (経済観光文化局中小企業振興部地域産業支援課)

平成 年 月 日付をもって申請のあった福岡市商店街空き店舗における創業応援事業補助金 (商業機能充実型・創業支援型) については、要件審査の上、交付しないこととなりましたので、福岡市商店街空き店舗における創業応援事業補助金交付要綱第10条第2項の規定により通知します。

1. 補助金を交付しない理由

福岡市商店街空き店舗における創業だ	爱事業実施計画	変更等承認申請書
(商業機能充実型	創業支援型	į)

平成	年	月	E

(あて生)	福兰卡
$(\mathcal{O}) \subseteq \mathcal{O} \sqcup \mathcal{O}$	

所在地

名 称(法人名·会社名·屋号等)

代表格

(電番号)

平成 年 月 日付で交付の決定を受けた、福岡市商店は空き店舗における創業に援事業の事業に個を次のとおり変更 したいので、福岡市商店は空き店舗における創業に援事業補助金交付要解第11条の規定に基づき、次のとおり関系書類を添えて 申請します。

- 1 変更事項
- 2 変更理由
- 3 添計類

福岡市商店街空き店舗における創業応援事業計画変更等承認通知書

 経産第
 号

 平成
 年
 月
 日

様

福岡市長 髙島 宗一郎 (経済観光文化局中小企業振興部地域産業支援課)

年 月 日付で申請のあった福岡市商店街空き店舗における創業応援事業補助金(商業機能充実型・創業支援型)の事業計画の変更については、福岡市商店街空き店舗における創業応援事業補助金交付要綱第11条第2項の規定により通知します。

- 1. 補助金の内示額 改装工事費 円
- 2. 補助金交付の時期 改装工事費: 改装(整備)工事が完了し、補助金交付申請時の目的に沿った利用開始を市が確認した後

3. 附带条件

- (1)補助対象事業の内容変更をする場合は遅滞なく届出を行い市長の承認を受けること。
- (2)補助対象事業を中止、または廃止する場合は市長の承認を受けること。
- (3)補助対象事業遂行が困難となった場合は、直ちに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) その他福岡市商店街空き店舗における創業応援事業補助金交付要綱及び福岡市補助金交付規則の定めを遵守すること。

福岡市商店街空き店舗における創業応援事業(一部) 完了届 (商業機能充実型 ・ 創業支援型)

777 1 }	玍		
平成	Ŧ-	月	F

(あて先) 福岡市長

所在地

名 称 (法人名·会社名·屋号等)

代表著名

(電番号)

平成 年 月 日付で交付の決定を受けた、福岡市商店は空き店舗とおける創業は援事業の全部・一部とついて完了いたしましたので、福岡市商店は空き店舗とおける創業は援事業補助金交付要解第13条の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

関系書類

- (1) 福岡市商店街空き店舗における創業心援事業実施報告書 (様式第7号の1)
- (2) 福岡市商店特空き店舗における創業応援事業経営状況報告書(様式第7号の2)
- (3) 補助金の対象となる経費の支払に係る領収書の写し
- (4) 改装工事における工事前後の写真
- (5) 事業 開始 (開店) 後の状況写真
- (6) 作成したチラシ・ポスター等の成果物
- (7) 商話等加入証明書 (様式第7号の3)
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

福岡市商店街空き店舗における創業応援事業実施報告書 (商業機能充実型 ・ 創業支援型)

創業活輸の状況	住 所 福岡市 区 面 積	m²				
賃 借 期 間	平成年	月 日~ 形成	年 月	日		
創業の実施期間	平成 年 /	月日~飛	年 月	日		
営業(開店)日	上記事業実施期	間内で	日			
実施内容	※営業日,時間,	実際に取り組ん	だ創業の内容	容について詳しく	記入	
	収	入の部		支	出の部	
収 支 決 算	創業(営業)収入		円		【内訳】	円
	市補助金	改装工事費	円	賃借料及び 共益費	円× (月額賃料	
	他からの補助金	(交付団体名:	円]			
	その他		ш	改装工事費		円
	合計		円	슴 計		円
成 果	※実際の顧客の	生別,年齢層の割っ	合など詳しく	く記入		
課 題	※創業後の課題・	や問題点などを自	由に記入			
商店街活動への 参画状況	※例:○月○日,	共同販売促進活!	動,集客イク	ベントへ参加なと	\$	

商店街等加入確認書

(あて生)	福岡市長
$(\alpha) \subset (\alpha)$	

 推薦者 住 所

 商店街名

 代表者名
 印

 (担当者・連絡先

下記事業者におきましては、本商店街への加入を確認しましたので報告します。

記

1 事業者概要	事業者名称
2 事業者業種	※□にレ印を記入すること。□ 小売業 (
3 商店街等への加入	※□にレ印を記入すること。□ 加入済 (平成年月日加入)

※この確認書は、福岡市商店街空き店舗における創業応援事業補助金(商業機能充実型・創業支援型) の交付を受ける事業者が実績報告書に添付して提出する書類であり、事業者の経営や賃貸借契約等について 責任を負うものではありません。

福岡市商店街空き店舗における創業応援事業補助金(一部)交付確定通知書 (商業機能充実型・創業支援型)

 経 産 第
 号

 平成
 年
 月

 日

様

福岡市長 髙島 宗一郎 (経済観光文化局中小企業振興部地域産業支援課)

平成 年 月 日付で完了の届け出のあった福岡市商店街空き店舗における創業応援事業に対する 補助金の交付については、福岡市商店街空き店舗における創業応援事業補助金交付要綱第 14条の規定により 調査確認した結果、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

1 補助金の確定額 改装工事費 円

福岡市商店街空き店舗における創業応援事業補助金による取得財産の処分申請書 (商業機能充実型・創業支援型)

平成 年 月 日

(あて先) 福 岡 市 長

所在地

名 称 (商語銘·法人名·会社名·屋号等)

代表者名 印

(電番号)

平成 年 月 日 第 号で交付決定通知のあった標記補助金により取得した財産について、下記のとおり処分したいので、福岡市商店街空き店舗における創業応援事業補助金交付要綱第18条第3項の規定に基づき、申請します。

なお、処分の結果、収入が発生し、その収入の全部又は一部に相当する金額を市から請求された場合には、当該金額を期限内に速やかに返還することを約束いたします。

記

1. 処分財産について

① 名 称							
② 取得年月日	平成	年	月	日			
③ 取得単価							
④ 処分する数量							
⑤ 処分金額 (③×④)							
⑥ 処分する理由並びに 方法等(詳細に記入 すること。)							

2. その他

取得財産の処分申請を行う場合、本申請書に取得時以降記載し、管理してきた台帳を添付すること。